

平成 31 年度 経営方針

- 平成 31 年度経営方針は、市長公約や第 4 次長期総合計画、行政評価の結果を勘案した上で、今後における行政経営の指針として整理し、「市長の命」として明らかにするものである。
- 平成 31 年度の予算編成方針、組織編成や定員管理などは、この「平成 31 年度経営方針」に基づき行うこととする。

平成 30 年 8 月

立 川 市

I 基本方針

～リスクマネジメントと未来への道筋～

平成 31 年度は第 4 次長期総合計画・前期基本計画の最終年度であり施策の総仕上げとなる。そのため、引き続きハードからソフトのまちづくりを継続しつつも未来（後期基本計画）への道筋を意識し、各施策目的の実現を目指す。

今後の傾向として、歳入面では少子高齢化による人口構造の変化や法人市民税の一部国税化、法人実効税率の見直しなどにより、安定的な財源確保が困難な状況が続くとともに、歳出面では社会保障関係経費のさらなる増嵩や都市インフラ、公共施設の老朽化など財源的なリスクを抱えている。平成 29 年度の経常収支比率等の状況からも新たな施策の展開が限定的にならざるを得ないことが予想される。

特に都市インフラや公共施設の老朽化はこれまでの予想を超える事態も見られ、新しい時代に向けた対応をすべき時期となってきている。また、近年の異常気象に伴う予期しない自然災害への備えなどにも対応する必要がある。

さらに、平成 31 年度は 10 月に消費税増税とそれに伴う軽減税率の実施、幼児教育の無償化などが予定されており、財政面を含め動向を注視する必要がある。

このようなことから、平成 31 年度の経営方針は政策・施策を展開するにあたり、次の 4 つの視点を重視して取り組むこととする。

(1) リスクマネジメント

不確実性の高い社会動向に対し市民生活の安全・安心を確保するため、施策の展開にあたっては、リスクマネジメントの視点を第一として行う。

(2) 後期基本計画への道筋

前期基本計画の最終年度であり、経常的な新規事業の展開は、後期基本計画の施策の方向性を見据え、その範囲で事業を実施する。

(3) 連携・交流

行政サービスを持続可能にするため、地域や地方公共団体、民間などとの連携をこれまで以上に柔軟かつ積極的に進める。また、連携のほか地域等との交流を深め、予期しない未来に対応できる自助・共助の環境を醸成する。

(4) 働き方改革

職員の「働き方改革」を基本としながら各施策を遂行する。特に「時間外勤務に関する指針」を遵守するとともに、管理職のマネジメント等による業務の適正配分や支援体制の構築などにより職場力を向上させ、職員が力を発揮できる職場環境を整える。

II 重点取組施策

前期基本計画の5つの政策における重点取組施策を次のとおりとし、前述の基本方針に沿って取り組む。

1. 子ども・学び・文化

誰もが安心して子育てのできるまちづくりを進める。特に保育園の待機児童については、一定の受け入れ枠は確保したが、引き続き多様な保育サービスの周知や誘導に取り組む。また、学童保育の待機児童解消に向けた取組を継続する。

小中学生の学力・体力の向上に向けた取組や「立川市民科」の取組を充実させるためコミュニティスクールの全校導入を実施し、ネットワーク型の学校経営を推進する。また、新学校給食共同調理場の整備に向けた取組を進める。

ファーレ立川アートの活用や民間との連携を深める取組等を通じて、文化芸術のかおり高いまちづくりを進める。

2. 環境・安全

防災に関する啓発や各種訓練などを通じて、自助・共助の意識の向上を図るとともに、現状の課題や過去の災害の検証を行いながら、多様な主体と連携し地域防災力の強化を図る。

新清掃工場建設については、事業者選定を経て、「新清掃工場整備運営事業」に着手する。現清掃工場についても移転までの間の安定的な稼働を図る。また、循環型社会の構築に向け、市民・事業者と連携して家庭ごみや事業系ごみの減量とリサイクルの推進に取り組む。

3. 都市基盤・産業

都市計画道路の整備を推進するとともに、武蔵砂川駅前整備など都市基盤の計画的な整備を継続する。また、都市と農業の共生や立川駅を中心としたまちの回遊性の向上に地域と行政が連携して取り組み、魅力と活力にあふれたまちづくりを進める。

あわせて、東京オリンピック・パラリンピックに向けた活動を推進し、観光・産業振興の視点から多様な主体との連携を進め、立川の魅力や価値を戦略的・効果的に広く発信し、交流人口の増加につなげる。

4. 福祉・保健

住み慣れた地域で、健康で安全・安心に暮らせる環境づくりなどを進める。特

に、地域包括ケアシステムの構築に向けた医療と介護の連携や相談体制などの取組を継続するとともに、「障害のある人もない人も共に暮らしやすいまちをつくる条例」の周知を進め、誰もが安全で安心して生活し、お互いへの理解を深めるための取組を進める。

5. 行政経営・コミュニティ

行政の役割や適正なサービス水準等を総合的に分析し、事業規模やコストの抑制に努めるとともに引き続き定員管理に取り組む。あわせて、官民連携を推進し、より効果的・効率的な事業展開を進める。

自治会活動を支援し、若年層や子育て世代が自治会に参加しやすい環境づくりや多様な世代が活躍できる持続可能な地域コミュニティの活性化に取り組む。

III 重点改革事項

1. 民間委託等の推進

- 中央図書館の窓口業務などへの民間活力導入の検討を進める
- 民間活力を活用した街路灯のLED化を推進する

2. 公共施設の保全と再編

- 安全・安心の確保の視点から公共施設の保全に取り組むとともに、今後の人口減少と施設の老朽化、厳しい財政状況に対応するため、公共施設の再編を推進する

3. 受益者負担の適正化

- 国民健康保険料の改定

なお、事務事業の見直しについては、本方針をもとに行政評価及び予算編成過程を通じて行うものとする。